

運転免許証の自主返納、 考えてみませんか？

65歳以上の高齢ドライバーの皆さんへ

運転免許証の自主返納を支援します



村では、高齢者が当事者となる交通事故の減少を図るため、運転に不安を感じている65歳以上の方で、所有する全ての運転免許証を自主返納した方を対象に、「高齢者運転免許証自主返納支援事業」を実施しています。

この事業は、“高齢者が運転免許証を返納しやすい環境づくり・きっかけづくり”として実施するものです。「自分の運転に自信がなくなった」「運転する機会が少なくなった」「視力が衰えてきた」など、運転免許証の自主返納をお考えの方は、ぜひ支援事業をご利用ください。

【問い合わせ】環境政策課生活環境保全担当(☎282-1711 内線1452)

1. 対象となる人は？

次の全ての条件を満たす方が対象です。

- ▽東海村に住所があり、免許証返納日において満65歳以上の方
- ▽所有する全ての運転免許証を自主返納した方で、自主返納した日から1年を経過していない方

※運転免許証が失効した場合は該当しません。

例 令和3年4月1日に返納した場合は、令和4年3月31日までに申請する必要があります。

2. どんな支援が受けられるの？

次のいずれか1つを交付します(1人当たり1回限り)。

【6月30日(水)までに申請する場合】

- ▽東海村デマンドタクシー利用券2万1,000円分
- ▽茨城交通ICカード乗車券「いばっぴ」2万500円分(保証金500円を含む)
- ▽東海村商工会「共通金券」2万円分(登録店舗で使える金券、使用期間は7月～令和4年2月末まで)

【7月1日(木)以降に申請する場合】

- ▽東海村デマンドタクシー利用券2万1,000円分
- ▽茨城交通ICカード乗車券「いばっぴ」2万500円分(保証金500円を含む)
- ▽JR東日本交通系ICカード「Suica」2万500円分(保証金500円を含む)
- ▽東海村商工会「共通金券」2万円分(登録店舗で使える金券、使用期間は7月～令和4年2月末まで)
- ▽東海村デマンドタクシー利用券1万500円分と「いばっぴ」1万500円分(保証金500円を含む)
- ▽東海村デマンドタクシー利用券1万500円分と「Suica」1万500円分(保証金500円を含む)
- ▽東海村デマンドタクシー利用券1万500円分と「共通金券」1万円分(使用期間は7月～令和4年2月末まで)
- ▽「いばっぴ」1万500円分(保証金500円を含む)と「Suica」1万500円分(保証金500円を含む)
- ▽「いばっぴ」1万500円分(保証金500円を含む)と「共通金券」1万円分(使用期間は7月～令和4年2月末まで)
- ▽「Suica」1万500円分(保証金500円を含む)と「共通金券」1万円分(使用期間は7月～令和4年2月末まで)

※希望した利用券等は、後日郵送します。

免許証を返納して
お得な支援事業を
利用しよう！



3. 運転免許証の返納場所は？

運転免許証の返納手続きは、警察署、運転免許センター、交番で行っています。各場所で受付時間が異なりますので、詳細はお問い合わせください。

※▽交番の場合は、「申請による運転免許の取消通知書」の当日発行と「運転経歴証明書」の申請はできません。▽「運転経歴証明書」とは、身分証明書に利用できるカードで、交付手数料がかかります。

返納場所	電話番号
ひたちなか警察署 (ひたちなか市東石川897-2)	☎272-0110
茨城県警察運転免許センター (茨城町長岡3783-3)	☎293-8811
東海地区交番 (舟石川駅西1-1-7)	☎287-0110

4. どうやって申請するの？

環境政策課(役場行政棟4階)備え付けの申請書に必要事項を記入し、申請に必要なもの(右記参照)をお持ちの上、環境政策課生活環境保全担当へ申し込みください。



申請に必要なもの▽▽「申請による運転免許の取消通知書」▽印鑑(スタンプ式印鑑不可)
▽本人の確認ができるもの(マイナンバーカード、健康保険証、「運転経歴証明書」など)

固定資産税
に係る

未評価家屋等の調査にご協力ください！

村では、公平で公正な課税を行うため、未評価家屋等の調査を実施しています。この調査は、航空写真と村の家屋課税台帳を照合し▽新築や増築がされているが、未評価の状態である家屋▽登録された所在地番にない家屋(すでに取り壊し済み等の家屋)一の調査を現地で行うものです。

●調査方法

- 村の税務課職員が伺い、家屋の調査を行います。
- 調査を行う際は身分証(「固定資産評価補助員証」)を提示し、調査の目的を説明してから行います。
- 家屋課税台帳の登録内容(所在・種類・構造・床面積等)に基づき、建物の現況について調査します。
- 未評価の家屋がある場合には、所有者の了承を得てから、家屋内を確認させていただきますので、ご理解をお願いします。

●調査員の“成り済まし”にご注意ください！

調査を行う職員は「固定資産評価補助員証」を携帯し、腕章、名札を着用しています。不審な点がある場合は職員の携行品をご確認ください。また、今回の調査で、家屋の耐震診断やリフォーム、火災警報器等を勧めるなど、調査の目的以外のお願いをすることはありません。

【問い合わせ】

税務課資産税担当(☎282-1711 内線1111・1113)

わが家の車庫や物置は課税対象になるの？

固定資産税における家屋は「土地に定着して建造され、屋根および周壁またはこれに類するものを有し、独立して風雨をしのぎ得る外界から遮断された一定の空間を有する建造物であり、居住、作業、貯蔵等の用途に供し得る状態にあるもの」とされます。

したがって、住居や店舗等だけでなく、車庫や物置等でも、次の3つの条件を備えているものは固定資産税の課税対象となります。床面積の大小や建築確認申請の有無による認定基準はありません。

条件① 定着性 基礎等により土地に定着しているもの(単にブロック等の上に置いた物置などで、容易に移動できるものを除く)

条件② 外気遮断性 屋根や壁(一般的に3方以上)による独立した空間を有するもの

条件③ 用途性 目的とする用途(居住、作業、貯蔵等)に使用できる状態にあるもの

具体例

課税対象となるもの

コンクリートブロックで基礎がつくられ、屋根と周壁(3方以上)を有している。



課税対象とならないもの

単に地面に置かれたコンクリートブロックの上に設置され、土地への定着性が認められない。

